



令和7年11月26日

令和7年第6回高山市議会定例会 提出議案について

- ・報告案件 1件
- ・条例案件 8件
- ・事件案件 6件
- ・予算案件 7件
- 計 22件

問 合 先	
担当課	総務部 総務課
課長	坂本
係名	法制・選挙係
担当係長	森本
連絡先	電話（直通 0577-35-3133） （内線 2453）

令和7年第6回高山市議会定例会 提出議案の概要

報第18号 損害賠償の額の決定の専決処分について

(P2)

- ① 令和7年7月21日、高山市下林町1017番地1 中山公園野球場敷地内で発生した突風により倒れた樹木による車両破損事故に関し、損害賠償金を支払うことについて専決処分したので報告する。

専決年月日 令和7年10月21日

損害賠償額 523,360円

- ② 令和7年7月21日、高山市下林町1017番地1 中山公園野球場敷地内で発生した突風により倒れた樹木によるタープテント破損事故に関し、損害賠償金を支払うことについて専決処分したので報告する。

専決年月日 令和7年10月21日

損害賠償額 19,404円

- ③ 令和7年8月6日、高山市松之木町1040番地65 日医工岐阜工場株式会社駐車場で発生した根元が腐食した市有地の樹木が倒れたことによる車両破損事故に関し、損害賠償金を支払うことについて専決処分したので報告する。

専決年月日 令和7年10月27日

損害賠償額 130,167円

- ④ 令和7年8月26日、高山市松之木町290番地 アダチ石油株式会社東山給油所で発生したスクールバスによる事務所窓ガラス破損事故に関し、損害賠償金を支払うことについて専決処分したので報告する。

専決年月日 令和7年11月11日

損害賠償額 256,300円

- ⑤ 令和7年10月5日、飛騨市古川町大野町287番地13先 国道41号大野東交差点で発生した公用車による右折待ちの軽トラックへの追突事故に関し、損害賠償金を支払うことについて専決処分したので報告する。

専決年月日 令和7年11月14日

損害賠償額 438,550円

議第103号 高山市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

(P4)

市議会議員の期末手当の支給率を改定するため改正するもの

①年間支給率 4.50月分 → 4.55月分(0.05月分増)

②支給配分の見直し

施行期日 ①公布の日(令和7年12月1日から適用)

②令和8年4月1日

議第 104 号 高山市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

(P 7)

特別職職員の期末手当の支給率を改定するため改正するもの

①年間支給率 4. 50 月分 → 4. 55 月分 (0. 05 月分増)

②支給配分の見直し

施行期日 ①公布の日 (令和 7 年 12 月 1 日から適用)

②令和 8 年 4 月 1 日

議第 105 号 高山市職員の給与に関する条例及び高山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

(P 10)

人事院勧告に基づき、給与の改定を行うため改正するもの

①令和 7 年度の給与改定

ア 給料表の改定 平均改定率 3. 24 % 増

イ 初任給調整手当の改定

医師及び歯科医師 416, 600 円 → 417, 600 円

医学又は歯学に関する専門知識を必要とする職員 51, 600 円 → 52, 100 円

ウ 通勤手当の改定 16 キロ以上の区分において引上げ 200 円～7, 300 円引上げ

エ 宿日直手当の改定 4, 400 円 → 4, 700 円

オ 期末手当の改定 (0. 025 月分増)

年間支給率 2. 50 月分 → 2. 525 月分

(管理職 2. 10 月分 → 2. 125 月分)

カ 勤勉手当の改定 (0. 025 月分増)

年間支給率 2. 10 月分 → 2. 125 月分

(管理職 2. 50 月分 → 2. 525 月分)

②令和 8 年度以後の給与改定

ア 通勤手当の改定

駐車場等の利用に対する通勤手当を新設 (月額 5, 000 円を上限)

イ 期末手当及び勤勉手当の支給配分の見直し

ウ 特定任期付職員の給料及び期末・勤勉手当の改定

施行期日 ①公布の日

・ 給料表、初任給調整手当、通勤手当及び宿日直手当の改定

→ 令和 7 年 4 月 1 日から適用

・ 期末手当及び勤勉手当の改定

→ 令和 7 年 12 月 1 日から適用

②令和 8 年 4 月 1 日

議第１０６号 高山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について (P 3 9)

児童福祉法等の改正に伴い改正するもの

- ・児童福祉法等の改正による改正後の内閣府令による基準と同様とする。

施行期日 公布の日

議第１０７号 高山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について (P 4 3)

児童福祉法の改正に伴い乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため制定するもの

- ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を行う事業者の認可基準を内閣府令と同様とする。

施行期日 公布の日、令和８年４月１日

議第１０８号 高山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について (P 5 3)

子ども・子育て支援法の改正に伴い特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため制定するもの

- ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）における乳児等のための支援給付の対象事業者となるための確認基準を内閣府令と同様とする。

施行期日 令和８年４月１日

議第１０９号 高山市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例について (P 6 7)

卸売市場法の改正に伴い改正するもの

- ・卸売市場において、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律に規定する内容を公表

（国が指定した食品のリスト、当該食品のコスト指標及び事業者の努力義務を公表）

施行期日 令和８年４月１日

議第 110号 高山市火災予防条例の一部を改正する条例について

(P 71)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正等に伴い改正するもの

①サウナ設備に関する見直し

- ・サウナ設備を簡易サウナ設備と一般サウナ設備として区分し、設置基準及び届出等について規定

②火災警報に関する見直し

- ・火災警報発令に伴う火の使用制限の対象区域を定めることができることを規定
- ・火災とまぎらわしい行為の届出の対象とされている「たき火」を明文化

③住宅防火対策に関する見直し

- ・通電火災を防止する感震ブレーカーの普及を推進する項目に追加

施行期日 公布の日、②令和8年1月1日、①③令和8年3月31日

議第 111号 高山市ごみ処理施設建設工事請負契約の変更について

(P 84)

高山市ごみ処理施設建設工事請負契約を変更するもの

契約の金額（変更前） 14, 182, 300, 000円

契約の金額（変更後） 15, 099, 975, 000円

議第 112号 土地（一般国道41号（石浦バイパス）改築工事用地）の取得について

(P 86)

一般国道41号（石浦バイパス）改築工事用地（12, 215. 62㎡）を取得するもの

取得予定価格 31, 516, 296円

議第 113号 高山市過疎地域持続的発展計画の策定について

(別冊)

高山市過疎地域持続的発展計画の計画期間が終了することに伴い、今後5年間における過疎地域における人材の確保・育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上及び地域格差の是正を図るため策定するもの

議第 114号から議第 116号まで 指定管理者の指定について

(P 90～P 92)

対象施設 6施設（全て更新施設）

指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

議第 117 号 令和 7 年度高山市一般会計補正予算（第 7 号）

（別冊）

補 正 額	420,361 千円（補正後 64,254,712 千円 当初予算に対し 6.2%増）		
主 な 内 容	ふるさと納税の寄附額増加に伴う関連経費の増額	100,000 千円	別紙①
	ふるさと納税の寄附額増加に伴う積立金の増額	100,000 千円	
	宿泊税対応システム整備費補助金の増額	46,000 千円	
	荘川産業廃棄物最終処分場計画の対策関連費用の増額	500 千円	別紙②
	荘川産業廃棄物最終処分場計画調査等委託費の債務負担	7,000 千円	
	道の駅飛騨街道なぎさの擁壁補強工事の増額	59,000 千円	別紙③
	建築物耐震診断・耐震補強工事補助金の増額	10,100 千円	別紙④
	原山市民公園隣接地の土地購入	20,935 千円	別紙⑤
	人事院勧告を踏まえた給与費の増額	32,219 千円	
	人事院勧告を踏まえた指定管理料の人件費分の増額	39,570 千円	

議第 118 号 令和 7 年度高山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

（別冊）

直診勘定

補 正 額	30,021 千円（補正後 680,521 千円 当初予算に対し 4.6%増）		
内 容	旧久々野診療所等の解体工事費の増額	24,000 千円	
	人事院勧告を踏まえた給与費の増額	6,021 千円	

議第 119 号 令和 7 年度高山市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）

（別冊）

補 正 額	108,553 千円（補正後 450,153 千円 当初予算に対し 31.8%増）		
内 容	消費税還付に伴う積立金の増額		

議第 120 号 令和 7 年度高山市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

（別冊）

補 正 額	103,457 千円（補正後 9,856,457 千円 当初予算に対し 1.1%増）		
内 容	令和 7 年度税制改正に伴う令和 8 年度保険料算定システム改修		
		1,400 千円	
	令和 6 年度介護給付費負担金等の精算に伴う返還金	102,057 千円	

議第 121 号 令和 7 年度高山市観光施設事業特別会計補正予算（第 2 号）

（別冊）

補 正 額	2,158 千円（補正後 152,758 千円 当初予算に対し 3.5%増）		
内 容	人事院勧告を踏まえた給与費の増額		

議第 1 2 2 号 令和 7 年度高山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）（別冊）

補 正 額	1 2 9 千円（補正後 1, 774, 129 千円 当初予算に対し 0. 3%増）
内 容	人事院勧告を踏まえた給与費の増額

議第 1 2 3 号 令和 7 年度高山市水道事業会計補正予算（第 2 号）（別冊）

補 正 額	1 3, 6 3 6 千円（補正後 1, 996, 554 千円 当初予算に対し 0. 5%増）
内 容	配水管突発修繕等の増額



別紙①

令和7年11月26日

ふるさと納税の寄附額の増加について

ふるさと納税の寄附額が、当初の想定より増加する見込みであるため、制度運用に必要な関連経費等を増額します。

1 概要

令和7年度の寄附額については、当初30億円と想定し制度運用に必要な関連経費を計上していましたが、現状から32億円程度の寄附額（2億円増）になることが見込まれるため、寄附者への返礼品代やポータルサイトの運営費、寄附推進業務委託料等の関連経費を増額するとともに、飛騨高山ふるさと基金への積立金を増額します。引き続き、市の取り組みや地場製品の魅力を発信し、より多くの方に高山市を応援していただけるよう取り組みます。

2 補正予算額

200,000千円（当初予算額3,000,000千円）

（関連経費 100,000千円
積立金 100,000千円）

＜参考＞寄附額推移

	10月末	年度末
令和5年度	16億6,306万円	32億9,382万円
令和6年度	11億5,889万円	32億9,953万円
令和7年度	（速報値）19億43万円	（見込み）32億円
前年度比	164%	97%

※令和7年1月から12月までの寄附については、関連経費に充当した残りの額を飛騨高山ふるさと基金へ積立て、令和8年度の事業に充当します。

問 合 先	
担当課	飛騨高山プロモーション戦略部 ブランド戦略課
課長	下裏
係名	ブランド戦略係
係長	小椋
連絡先	電話（直通 0577-35-3001） （内線 2278）



令和7年11月26日

産業廃棄物最終処分場計画への対策について

市は、荘川町六厩における**産業廃棄物最終処分場の建設計画に「反対」**を表明しました。産業廃棄物最終処分場設置の許可権者である県に対して、法的・科学的根拠に基づく市としての意見を提出するため、様々な対策に取り組みます。

1 概要

産業廃棄物問題に精通した弁護士への相談などにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や判例など法的根拠に基づいた効果的な対策を行います。また、施設の安全性や環境への影響などについて、学識経験者等による建設計画の検証や専門業者による環境影響調査などの実施により、科学的根拠に基づいた効果的な対策を行います。

2 実施内容

- | | |
|--------------------------------|-------|
| (1) 産業廃棄物問題に精通した弁護士や学識経験者への相談 | 令和7年度 |
| (2) 産業廃棄物最終処分場の設計基準等、計画の妥当性の検証 | 令和8年度 |
| (3) 水質・臭気などの環境影響調査の実施 | 令和8年度 |

3 事業費

- (1) 500千円（令和7年度）
(2) 債務負担行為 7,000千円（令和8年度まで）

問 合 先	
担当課	森林・環境政策部 ごみ処理場建設推進課
課長	直井
係名	生活環境係
係長	北野
連絡先	電話（直通 0577-35-3138） （内線 2171）

令和7年11月26日

飛騨街道なぎさの地盤沈下対策について

道の駅「飛騨街道なぎさ」の施設裏側敷地の一部（飛騨川側）の地盤沈下対策として、擁壁の補強工事を実施します。

1 概要

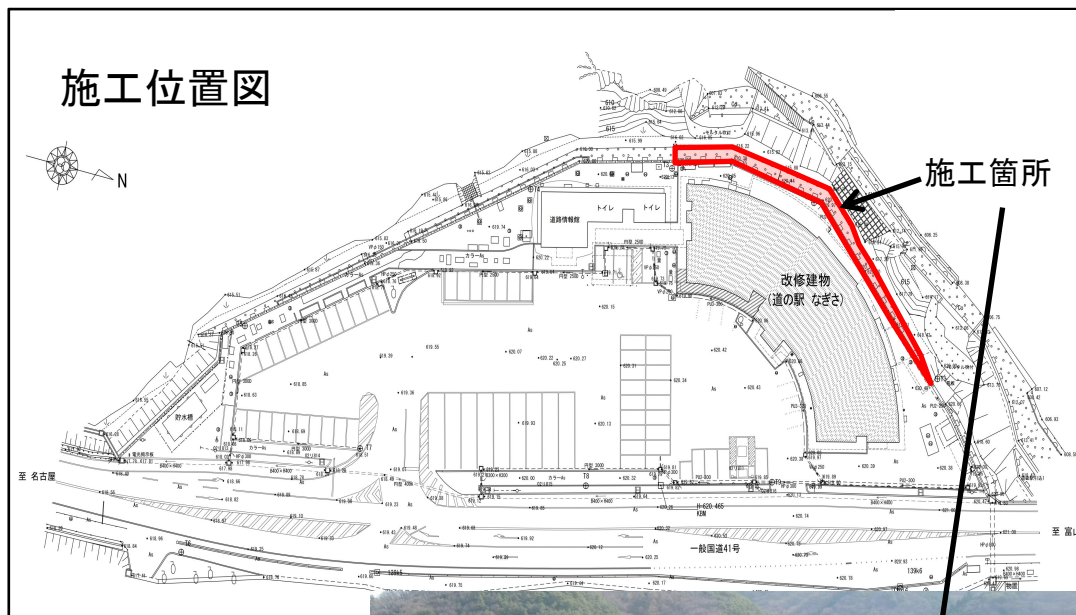
道の駅「飛騨街道なぎさ」の大規模改修工事に向けた実施設計業務において、施設裏側の敷地の一部（飛騨川側）に地盤沈下が認められたため、詳細設計に基づき、擁壁の補強工事を実施します。

2 事業費

59,000千円（国補助金 1/2）

3 実施期間

令和8年2月～8月



問 合 先	
担当課	商工労働部 商工振興課
課長	二村
係名	商工振興係
係長	岩田
連絡先	電話（直通 0577-35-3144） （内線 2213）



令和7年11月26日

建築物耐震診断及び耐震補強工事への助成について

地震に強い安全・安心なまちづくりを進めるため、建築物の耐震診断及び耐震補強工事に要する費用の一部を助成しています。

今回、耐震診断及び耐震補強工事に対する助成の申請件数が増加していることを踏まえ、予算を増額し支援します。

1 概要

昭和56年以前に建築された建物は、建築基準法に定める耐震基準が強化される前の旧耐震基準によって建築されていることから、耐震性能が不十分とされています。

市内に存する建築物の耐震診断及び耐震補強工事を支援することにより、耐震化を促し地震に強いまちづくりを進めます。

2 補助額等

(1) 伝統構法木造建築物(※1)の耐震診断及び耐震補強工事を行うための費用
補助対象経費の10/10

限度額：耐震診断 30万円/戸、耐震補強工事 180万円/戸

※1 建築基準法が施行された昭和25年以前に建築されていたもの

(2) 木造住宅以外の建築物の耐震診断を行うための費用

補助対象経費の2/3 (限度額は次に掲げる額)

① 一戸建て住宅 13万6千円/戸

② ①以外の建築物 次に定める額に床面積を乗じて得た額

ア 床面積1,000㎡以内の部分は、3,670円/㎡以内

イ 床面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は、1,570円/㎡以内

ウ 床面積2,000㎡を超える部分は、1,050円/㎡以内

(3) 木造住宅の耐震補強工事を行うための費用

補助対象経費の10/10

限度額：180万円/戸

3 補正予算額

10,100千円 (当初予算額17,000千円)

問 合 先	
担当課	都市政策部 建築住宅課
課長	山田
係名	開発指導係
係長	天木
連絡先	電話 (直通 0577-35-3159) (内線 2317)



令和7年11月26日

原山市民公園の用地取得について

令和7年3月に大型複合遊具を設置し、リニューアルオープンした原山市民公園について、来場者の駐車スペースを確保するため隣接用地を取得します。

1 概要

令和7年3月のリニューアルオープン以来、多くの利用者に親しまれている原山市民公園について、混雑時の対応など公園利用環境を向上させるため隣接する用地を取得します。

2 用地の概要

所在地 新宮町地内

用地面積 1,280.31㎡

3 事業費

20,935千円





問 合 先	
担当課	都市政策部 都市計画課
課長	大下
係名	景観公園緑地係
係長	森本
連絡先	電話（直通 0577-35-3180） （内線 2313）